

公布された条例のあらまし

◆高知県子ども条例（高知県条例第1号）

- 1 条例制定の目的
 

子どもが家庭、学校及び地域社会における活動を通じて、人間性及び社会性を育み、成長することができる環境づくりを目指して、県、保護者、学校関係者等、県民の責務を明らかにし、子どもが健やかに成長することができる環境づくりを社会全体で推進していくために必要な事項を定めることとした。
- 2 主要な内容
  - (1) 条例の名称を「高知県子ども条例」に改めること。
  - (2) 子どもは、次代の社会を担う大切な存在であるという認識の下、子どもが、家庭、学校及び地域社会における活動を通じて健やかに成長することができるよう、保護者、学校関係者等、地域社会及び行政が子どものために連携すること等の基本理念を定めること。（第3条）
  - (3) 県、保護者、学校関係者等及び県民の責務を明らかにすること。（第4条から第7条まで）
  - (4) 保護者、学校関係者等及び県民は、責務を果たすに当たっては、相互に連携し、及び協働するように努めなければならないこと。（第8条）
  - (5) 県は、基本理念にのっとり子どもの環境づくりに関する施策を推進するため、市町村と連携を図り、必要な支援を行うとともに、子ども及びその保護者から相談があった場合は、適切な対応を行うこと。（第9条及び第13条）
  - (6) 県は、基本理念等を実現するための計画を策定し、当該計画に基づく施策の実施状況について、年次報告として取りまとめ、これを公表するとともに、施策への反映に努めること。（第10条）

3 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

◆高知県議会委員会条例の一部を改正する条例（高知県条例第2号）

- 1 条例改正の目的
 

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、議会の特別委員会の特別委員の任期及び常任委員会の常任委員の所属の変更に係る規定の追加等を行うこととした。

2 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。

◆高知県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第3号）

- 1 条例改正の目的
 

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正により政務調査費の名称が政務活動費とされ、その交付の目的が議会の議員の調査研究その他の活動に資するためとされること等に伴い、政務活動費を充てることができる経費の範囲を定める等必要な改正を行うこととした。

2 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

条 例	ページ
◎高知県子ども条例	2
◎高知県議会委員会条例の一部を改正する条例	3
◎高知県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例	3

-----  
 条 例  
 -----

高知県子ども条例をここに公布する。  
 平成25年1月4日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第1号**

**高知県子ども条例**

高知県こども条例（平成16年高知県条例第35号）の全部を改正する。

高知県の将来を担う子どもが、豊かな自然の中で夢を持ってのびのびと遊び、学んで心豊かに成長することは、全ての県民の願いである。

全ての子どもは、かけがえのない存在として、生まれながらに人としての尊厳と権利を有する。その尊厳と権利を守り、健やかな成長を支えることは、社会を構成する大人一人一人の責務であり、子どもは、虐待、いじめその他のあらゆる暴力や差別から守られなければならない。

急速な少子化や核家族化の進行をはじめとした社会や経済状況の変化による地域社会の活力と共同社会機能の低下は、子どもの人間関係や社会意識の希薄化と規範意識の低下をもたらし、高知県の将来に深刻な影響を与えることが懸念されている。

そのため、人と人が強い絆で結ばれた地域社会を再構築し、子ども一人一人が、自らの力を発揮しながら自尊心と他者を思いやる心を育み、すくすくと成長することができる社会環境と教育環境を醸成していくことが求められている。

私たち県民は、子どもの健やかな成長に適した豊かな自然環境など、高知県の特性を十分に生かしながら、子どもの年齢と成熟度に応じて、その成長をしっかりと見守り、支えることを目指さなければならない。

このような考えのもと、私たち県民は、子どもの権利が尊重されながら、高い規範意識と自尊心を持って心豊かに成長することができるよう、家庭、学校、地域と行政とが、一体となって環境づくりに取り組むことを目指し、この条例を制定する。

（目的）

**第1条** この条例は、子どもの尊厳及び権利が守られ、子どもが健やかに成長することができる環境づくりについての基本理念を定め、県、保護者、学校関係者等及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、これを総合的かつ計画的に推進し、もって全ての子どもが心豊かに成長することができる社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

**第2条** この条例において、「子ども」とは、18歳未満の者をいう。

（基本理念）

**第3条** 子どもの尊厳及び権利が守られ、子どもが健やかに成長することができる環境づくり（以下「子どもの環境づくり」という。）を県民で醸成するため、次に掲げる事項を基本理念として社会全体で推進しなければならない。

- （1） 子どもは、次代の社会を担う大切な存在であるという認識の下、子どもが年齢及び成熟度に応じて成長することができること。
- （2） 子どもが、家庭、学校及び地域社会における活動を通じて、人間性及び社会性を育み、成長とともに高い規範意識、自尊心及び他者を思いやる心を身に付けることができる環境をつくること。
- （3） 保護者、学校関係者等、地域社会及び行政が子どものために連携すること。

（県の責務）

**第4条** 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの環境づくりに関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策を推進するに当たっては、次条から第7条までに規定する責務に配慮しなければならない。

3 県は、第8条の規定により連携し、及び協働して行われる取組を支援しなければならない。

（保護者の責務）

**第5条** 保護者は、家庭が子どもの育つ基盤であり、自らが子育てについて重要な役割を有すること及び基本理念にのっとり子どもを大切に育てる責務を有することを認識するとともに、子どもが高い規範意識を身に付けること及び自らの力を発揮して成長することができるよう、深い愛情を持って育てなければならない。

（学校関係者等の責務）

**第6条** 学校関係者等は、基本理念にのっとり、子どもの安全の確保及び子どもが安心して、学びながら成長することができる教育環境づくりに努めなければならない。

（県民の責務）

**第7条** 県民は、自らの意識、行動等が子どもに与える影響の大きさを自覚し、自らの規範意識を高めるとともに、子どもが健やかに成長することができる社会環境づくりに努めなければならない。

（連携及び協働）

**第8条** 保護者、学校関係者等及び県民は、前3条に規定する責務を果たすに当たっては、相互に連携し、及び協働するように努めるものとする。

（市町村との連携）

**第9条** 県は、第4条第1項の施策を推進するため、市町村と連携を図るとともに、市町村が実施する子どもの環境づくりに関する施策について、情報の提供、技術的な助言その他必要な支援に努めなければならない。

（計画の策定等）

**第10条** 県は、この条例の目的及び基本理念を実現するための計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- （1） 総合的かつ長期的に講ずべき指針
  - （2） 前号に掲げるもののほか、子どもの環境づくりに関する取組を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 県は、毎年度、推進計画に基づき行う施策の実施状況について、年次報告として取りまとめ、これを公表するとともに、施策への反映に努めるものとする。

（推進委員会の設置等）

**第11条** 子どもの環境づくりに関する施策を推進するため、高知県子どもの環境づくり推進委員会（以下この条において「推進委員会」という。）を設置する。

2 推進委員会の任務は、次のとおりとする。

- （1） 推進計画の作成及び変更に関すること並びにこの条例の目的の実現に関する重要な事項を調査審議すること。
  - （2） 推進計画に基づき県が実施する子どもの環境づくりに関する取組の状況について、知事に対して意見を述べること。
- 3 推進委員会は、委員15人以内で組織する。
- 4 委員は、子どもに関し識見のある15歳以上の子どもを含む県民から、知事が任命す

る。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 第2項から前項までに定めるもののほか、推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（広報及び啓発）

**第12条** 県は、この条例の目的及び基本理念についての理解が促進されるよう、広報及び啓発に努めるものとする。

（相談への対応）

**第13条** 県は、子どもの環境づくりを推進するに当たって、子ども及びその保護者から相談があった場合は、適切な対応を行うものとする。

2 県は、前項の相談に応じ、必要な調査及び助言を行うほか、関係行政機関への通知その他処理のために必要な措置を講ずるものとする。

（委任）

**第14条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に高知県子ども条例（平成16年高知県条例第35号）第20条第1項の高知県子どもの環境づくり推進委員会（以下この項において「従前の高知県子どもの環境づくり推進委員会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日において第11条第4項の規定により高知県子どもの環境づくり推進委員会の委員に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる高知県子どもの環境づくり推進委員会の委員の任期は、同条第5項の規定にかかわらず、同日における従前の高知県子どもの環境づくり推進委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

高知県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年1月4日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第2号

##### 高知県議会委員会条例の一部を改正する条例

高知県議会委員会条例（昭和38年高知県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条の2の見出し中「設置」を「設置等」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 議会運営委員の任期については、前条の規定を準用する。

第4条の見出し中「設置」を「設置等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第5条の見出し中「選任」を「選任等」に改め、同条第3項中「指名した」を「指名したとき又は前項ただし書の規定により常任委員会の所属を変更した」に改め、同項を同条第5項とし、同項の前に次の1項を加える。

4 議長は、常任委員から申出があったときは、会議に諮って当該常任委員の常任委員会

の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。

第5条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 議員は、それぞれ一の常任委員となり、第2条第1項各号に掲げる常任委員会のいずれかに所属するものとする。

第5条に次の1項を加える。

6 第4項の規定により常任委員会の所属を変更した常任委員の任期については、第3条第2項の規定を準用する。

第7条第1項中「行なわせる」を「行わせる」に改め、同条第2項中「行なう」を「行う」に改める。

第8条の見出し中「、秩序保持」を「及び秩序保持」に改める。

第9条中「行なう」を「行う」に改める。

第12条第2項中「審査又は調査すべき」を「審査し、又は調査すべき」に改める。

第20条第2項中「終るまで」を「終わるまで」に改める。

第21条の見出し中「手続き」を「手続」に改め、同条第2項中「聞こうと」を「聴こうと」に改める。

第22条の見出し中「申し出」を「申出」に改める。

第23条第1項中「聞こうと」を「聴こうと」に改め、同条第2項中「かたよらないように」を「偏らないように」に改める。

第24条第2項中「聞こうと」を「聴こうと」に、「こえては」を「超えては」に改め、同条第3項中「こえ」を「超え」に改める。

第26条の2第2項中「聞こうと」を「聴こうと」に改める。

第27条第1項中「署名又は押印しなければ」を「署名し、又は押印しなければ」に改める。

#### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

高知県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年1月4日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第3号

##### 高知県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

高知県政務調査費の交付に関する条例（平成13年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

題名中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第1条中「第100条第14項及び第15項」を「第100条第14項から第16項まで」に、「調査研究」を「調査研究その他の活動」に、「政務調査費を交付すること」を「政務活動費（同条第14項の政務活動費をいう。以下同じ。）を交付することその他政務活動費」に改める。

第2条（見出しを含む。）中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第3条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第1項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「額を」を「額を当該」に改め、同条第3項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第4条(見出しを含む。)中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第5条第1項中「政務調査費の」を「政務活動費の」に、「政務調査費経理責任者」を「政務活動費経理責任者」に改め、「別に」を削り、同条第2項中「解散した場合には」を「解散したときは」に改め、「別に」を削る。

第6条第1項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、「別に」を削り、同条第2項中「別に」を削る。

第7条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条中「政務調査費」を「政務活動費」に、「会派の代表者及び」を「当該会派の代表者及び当該」に改める。

第8条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第1項中「別に」を削り、「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同項ただし書中「場合には、任期満了日」を「場合は、当該任期が満了する日」に改め、同条第2項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第3項中「会派が結成された日又は任期開始の日」を「当該会派が結成された日又は任期が開始した日」に、「政務調査費」を「政務活動費」に、「交付する」を「交付する」に改め、同条第4項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「交付の決定又は変更の決定の」を「前条の規定による」に改め、同条第5項中「生じた場合」を「生じたときは」に、「政務調査費」を「政務活動費」に、「の議員数」を「の当該会派の所属議員数」に、「上回るときは」を「上回るときは当該」に改め、同条第6項中「消滅した場合には」を「消滅したときは」に、「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第7項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第9条を次のように改める。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

**第9条** 政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広報広聴、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動(以下「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、会派にあつては別表第1に、議員にあつては別表第2に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

第10条第1項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、「別に」を削り、同条第2項中「消滅した場合には」を「消滅したときは」に、「収支報告書を」を「当該会派が消滅した日の属する月までの収支報告書を、議長が定める様式により」に改め、同条第3項中「なくなった場合には」を「なくなったときは」に、「収支報告書を」を「議員でなくなった日の属する月までの収支報告書を、議長が定める様式により」に改め、同条第4項第1号中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同項第2号中「調査研究に係る活動」を「政務活動」に改める。

第11条を削る。

第12条中「第10条」を「前条」に、「収支報告書等」を「収支報告書及び同条第4項各号に掲げる書類(以下「収支報告書等」という。)」に改め、同条を第11条とする。

第13条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条中「政務調査費」を「政務活動費」に、「支出」を「支出(第9条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出に限る。)」に、「がある場合」を「がある場合は」に改め、同条を第12条とする。

第14条第1項中「収支報告書等」を「第10条の規定により提出された収支報告書等」に改め、同条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

(透明性の確保)

**第14条** 議長は、収支報告書等について必要に応じて調査を行うこと等により政務活動費

の適正な運用を期するとともに、政務活動費の使途の透明性の確保に努めるものとする。

第15条中「政務調査費の交付」を「政務活動費の交付その他政務活動費」に、「の定めるところによる」を「が定める」に改める。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第9条関係）

経費	内容
調査研究費	会派（所属議員を含む。）が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研修費	1 会派（所属議員を含む。）が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費
広報広聴費	会派（所属議員を含む。以下同じ。）が行う県政に関する政策等の広報広聴活動に要する経費
要請陳情等活動費	会派が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会議費	1 会派が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務費	会派が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費

別表第2（第9条関係）

経費	内容
調査研究費	議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研修費	1 議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への議員及び議員の雇用する職員の参加に要する経費
広報広聴費	議員が行う県政に関する政策等の広報広聴活動に要する経費
要請陳情等活動費	議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会議費	1 議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務所費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事務費	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の高知県政務活動費の交付に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付される政務活動費について適用し、施行日前にこの条例による改正前の高知県政務調査費の交付に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定により交付された政務調査費（次項の規定により政務調査費とみなされるものを含む。）については、なお従前の例による。
- 3 新条例の規定は、平成25年度分以降の政務活動費について適用し、平成24年度分の政務活動費（施行日から平成25年3月31日までの分のものをいう。）については、旧条例の規定により交付された平成24年度分の政務調査費の一部とみなすものとする。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例第5条第1項の規定により提出されている会派結成届（会派異動届を含む。以下この項において同じ。）は、施行日において新条例第5条第1項の規定により提出された会派結成届とみなす。  
(高知県議会基本条例の一部改正)
- 5 高知県議会基本条例（平成21年高知県条例第72号）の一部を次のように改正する。  
第16条の見出しを「（政務活動費）」に改め、同条第1項中「調査研究」を「調査研究その他の活動」に、「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第2項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第3項中「政務調査費の交付については、高知県政務調査費の交付に関する条例」を「政務活動費の交付については、高知県政務活動費の交付に関する条例」に改める。